

拡声機による暴騒音の規制に関する条例

平成二年三月三十日 岐阜県条例第二十二号

改正 平四県条例六号、平十県条例二十六号、
平十七県条例九十二号

(目的)

第一条 この条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の静穏を保持し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(適用除外)

第二条 この条例の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。

- 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用
- 二 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
- 三 災害、事故等の警戒及び救助活動のためにする拡声機の使用
- 四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
- 五 公共輸送機関の業務を行うためにする拡声機の使用
- 六 祭礼、運動会、文化祭等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用
- 七 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則（以下「規則」という。）で定める拡声機の使用

(拡声機による暴騒音の禁止)

第三条 何人も、拡声機を使用して、別表上欄に定める拡声機の使用方法の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める測定地点において測定したものとした場合における音量が八十五デシベルを超えることとなる音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。

(拡声機の使用を要求し、又は依頼する者等の義務)

第四条 何人も、他の者に対し、拡声機の使用を要求し、若しくは依頼するとき、又は自己の管理に係る拡声機を使用させるときは、その者にこの条例に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

(違反行為をした者に対する措置)

第五条 警察官は、第三条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

- 2 警察署長は、違反行為をした者が更に継続し、又は反復して違反行為をしたときは、その者に対し、二十四時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用を停止することその他の違反行為をすることを防止するために必要な措

置をとるべきことを命ずることができる。

(拡声機の同時使用に対する勧告)

第六条 警察官は、二以上の者が同時に近接した場所でそれぞれ拡声機を使用している場合であって、これらの拡声機により発せられる音が暴騒音となっており、かつ、それぞれの拡声機の使用が第三条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、これらの拡声機を使用している者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(拡声機の使用を要求し、又は依頼した者等に対する勧告)

第七条 警察署長は、違反行為が行われた場合において、当該違反行為をした者に対し、当該違反行為に係る拡声機の使用を要求し、若しくは依頼した者又は自己の管理に係る拡声機を当該違反行為に使用させた者があるときは、これらの者に対し、拡声機を使用する者が拡声機の使用に関し暴騒音を生じさせないように指導することその他の違反行為が行われることを防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(立入調査等)

第八条 警察官は、第五条又は第六条に定める権限を行使するのに必要な限度において、拡声機が所在すると認められる場所(自動車等を含む。)に立ち入り、拡声機その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う警察官は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用上の注意)

第九条 この条例の適用に当たっては、集会及び結社の自由、表現の自由、勤労者の団体行動をする権利等憲法に保障された基本的人権を最大限に尊重し、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十一条 第五条第一項の規定による警察官の命令又は同条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 第八条第一項の規定による警察官の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二年七月一日から施行する。

附 則(平成四年三月三十日岐阜県条例第六号)

この条例は、平成四年三月三十日から施行する。

附 則（平成十年七月一日岐阜県条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十二月十五日岐阜県条例第九十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第三条関係）

拡声機の使用方法	測定地点
定置式拡声機の使用（権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用をいう。）	当該拡声機が設置されている敷地の境界線の外であり、かつ、当該拡声機から十メートル以上離れた地点
移動式拡声機の使用（権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外のものをいう。）	当該拡声機から十メートル以上離れた地点

備考

- 一 音量の測定は、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条に規定する条件に適合した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする。
- 二 音量の大きさは、騒音計の指示値の最大値によるものとする。